



由良町

第2期 地域福祉計画・
地域福祉活動計画

第3期 自殺対策計画

概要版

令和8年3月

由良町



計画策定の趣旨

- 社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスに加えて、地域住民や地域活動団体等と協働して地域全体で課題の解決に向けた取組を進めることが求められています。
- 本町の状況と社会的ニーズの変化に対応し、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進するため、「由良町第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

計画の位置づけと期間

- 由良町地域福祉計画は“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する分野別計画（高齢者、障害者、子ども等に関する計画）の上位計画として位置づけます。
- 由良町地域福祉計画は、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画ですが、実効性の観点から、由良町社会福祉協議会の行動計画である地域福祉活動計画を包含して一体的に策定します。
- 本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

計画で取り組むべき課題

① 地域福祉活動の活性化

人口減少や少子高齢化等により、地域の人と人とのつながりが弱まる傾向にある中、地域住民に対して地域福祉の意識醸成を図るとともに、関係性の再構築（交流・親睦の場や機会の提供等）や、地域活動の担い手づくり、ボランティア活動への支援にも取り組む必要があります。

② 包括的な相談支援体制の推進

本町では、各福祉サービスに関して、様々な媒体による情報提供や、各窓口・関係機関等における相談支援を行っていますが、老老介護、ダブルケア、ひきこもり、経済的困窮、サービスや制度の対象外等、複雑化・複層化する悩みや困りごとを抱える世帯も見られるようになってきました。

このため、分野を問わず相談を受け付け、必要性に応じて各専門機関と連携し、課題解決に向けた適切な支援へとつないでいく包括的な相談支援体制を推進していくことが必要です。

③ 各種制度や福祉サービス等の利用促進

本町では、各種制度や福祉サービス等に関して、広域も含め、医療、福祉、教育、行政等の関係機関や事業者等により提供体制の確保に取り組んでいます。

各種制度や福祉サービスを必要とする人に必要な支援が行き届くよう、周知を継続して行い、適切な制度や福祉サービスを利用できる体制づくりを進める必要があります。

基本理念

助け合い・支え合い
いきいきと暮らせる安全・安心のまち



基本目標① 助け合い・支え合いによるまちづくり

本町では人口減少や高齢化が進むとともに、個人の価値観の多様化により、地域住民同士が互いに助け合い支え合う機能が弱まりつつあります。

このため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識向上を図るとともに、地域での担い手の育成や福祉に関わる様々な団体との連携強化により、全ての住民が周囲の人のことを考えて行動するまちづくりを目指していきます。

施策

1-1 福祉教育と啓発活動の推進

1-2 地域福祉の担い手への支援

1-3 関係機関・団体との連携強化

基本目標② いきいきと暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民の様々な悩みや困りごとに対応する包括的な相談支援体制を推進するとともに、福祉サービスや様々な制度等を必要とする人が適切に利用できるよう、分かりやすい情報発信と福祉サービス提供体制の確保等を図っていきます。

また、地域での住民同士の交流を促進し、地域コミュニティの活性化につなげるとともに、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを進めていきます。

施策

2-1 相談支援体制の推進

2-2 情報提供の推進

2-3 福祉サービス提供体制の確保

2-4 地域交流の促進

基本目標③ 安全・安心のまちづくり

地域で安全に安心して暮らせるよう、福祉面からの防災体制の強化を進めるとともに、権利擁護の推進や生活安全の確保、再犯防止の推進に取り組みます。

また、経済的に困難な状況にある人や世帯をはじめ、制度の狭間等、支援が行き届きにくい人や世帯を把握する中で、関係機関において個別課題を共有して適切に対応することで、住民一人ひとりの安全・安心のまちづくりにつなげていきます。

施策

3-1 緊急・災害時の支援体制づくり

3-2 権利擁護の推進

3-3 安全・安心な地域づくり

3-4 様々な困難を抱える人への支援

計画の推進体制

計画の施策を推進するためには、地域住民、福祉サービス事業者、社会福祉協議会と行政が連携し、それぞれの役割を果たしながら協力して活動を推進することが重要です。このため、次のような役割のもとに協働体制による推進を目指します。

① 地域住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手として自ら地域活動に参加すること、近隣と協力することにより、自らの課題や地域課題の解決に向けた取組を行うように努めます。

② 福祉サービス事業者の役割

高齢者・障害者・こどもへの各種福祉サービスについて福祉サービス事業者は行政と連携する中で、福祉サービスの量と質の確保に努めます。

③ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は行政と連携する中で、ボランティア活動、福祉サービス、人材育成、地域福祉活動の支援、相談支援事業等、地域の実情に応じた支援に取り組みます。

④ 町の役割

社会福祉協議会をはじめ、地域住民、民生委員・児童委員、自治会、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと地域特性に応じた施策を推進します。



II

自殺対策計画

計画 策定の趣旨

- 平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、国をあげて自殺対策を総合的に推進していますが、人口 10 万人当たりの自殺死亡率は主要先進 7 か国の中では最も高い水準にあり、非常事態はまだまだ続いている状況です。
- 本町では、「由良町自殺対策計画」により総合的な自殺対策の取組方針を示すとともに、自殺対策に係る事業を「生きるための包括的な支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら町全体での取組を進め、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指します。

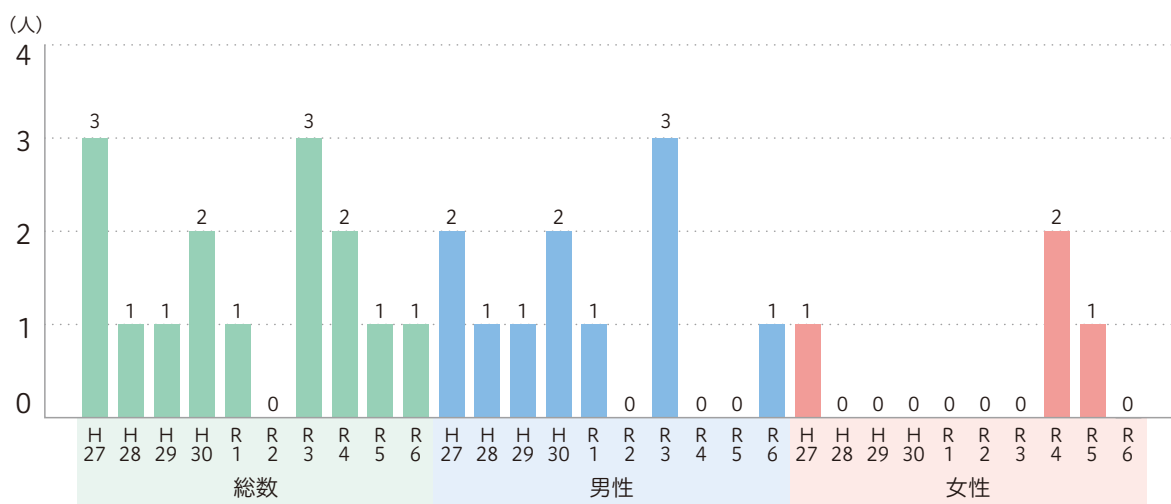
計画の位置づけと期間

- 由良町自殺対策計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定に基づき策定する市町村自殺対策計画です。
- 本計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間です。

本町における自殺者の状況

- 本町の自殺者の総数は、年間 0～3 人の幅で推移しています。

■自殺者数の推移（由良町／平成 27 年～令和 6 年）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

誰も自殺に追い込まれることのない
町の実現（自殺者0人）を目指します。

本町における自殺対策の展開

取組① 現状把握と周知・啓発

- ◆ 「地域自殺実態プロファイル」や、厚生労働省、警察庁が公開しているデータ等に基づき、本町の自殺の実態把握を行います。
- ◆ 国が定める毎年9月10日から9月16日までの「自殺予防週間」、毎年3月の「自殺対策強化月間」等と連動して自殺防止に向けた集中的な啓発活動を実施します。

項目

- (1) 町の実態把握
- (2) 正しい知識の普及・啓発

取組② 自殺対策を支える人材の育成

- ◆ 町職員全体に正しい知識が深まるよう、人権やこころの健康等に関する各種研修の機会を活用して町職員の資質向上を図ります。
- ◆ 町職員、社会福祉協議会職員や住民向けのゲートキーパー養成講座を開催し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人を育成します。

項目

- (1) 町職員の資質向上
- (2) ゲートキーパーの養成

取組③ 生きることの促進要因への支援

- ◆ 身近な地域での相談や専門機関による相談等を周知し、適切な支援につなげます。
- ◆ 経済的困難を抱える人や制度の狭間にある人、既存の制度や支援では対応出来ない人等も含め、関係機関と連携して適切な支援を行います。
- ◆ うつ病に関する情報提供やひきこもり等への適切な支援を行います。
- ◆ 自殺者・自殺未遂者及びその方の家族・親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害されることのないように支援します。

項目

- (1) 相談支援体制の強化
- (2) 暮らしの経済面における対応
- (3) 多様な支援
- (4) 自殺未遂者・自死遺族への支援

取組④

児童生徒への自殺対策

- ◆虐待事案に関しては、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携により、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応等の支援を行います。
- ◆学校の教員やスクールカウンセラーにより、思春期のこどもたちが抱える不安や悩みに対する相談や指導を行います。
- ◆生涯のあらゆる場面において、命や暮らしの危機に直面したときに受けることができる相談支援や、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいということ、学校教育の段階から学ぶことができるよう取り組みます。

自殺対策の推進体制

① 全庁横断的な体制づくり

「生きるための包括的な支援」に関する事業を実効性あるものとするため、各課の協力を得て全庁横断的な体制で臨みます。

② 連携・協働による総合的な推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」実現のため、自治体、地域、関係団体・関係機関、地域住民等が連携・協働して総合的な推進に取り組みます。

③ 啓発と教育の両輪による推進

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、そのような心情や背景への理解を深めるためにも、危機的な状況に陥った場合には、誰かに支援や助言を求めることが町民の共通認識となるよう普及啓発することが重要です。

町の全ての人が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、専門家や親族の支援や助言を受けながら立ち直っていくのを温かく見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。



由良町役場の主な相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
妊娠・子育てに関すること	住民福祉課	0738-65-0201	月曜日から金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15
健康づくりに関すること			
ひきこもりに関すること			
精神疾患、こころの健康に関すること			
障害に関すること			
高齢者介護に関すること			
生活困窮者に関すること			
人権に関すること	税務課	0738-65-1802	
税金に関すること	総務政策課	0738-65-1801	
消費者問題に関すること			
防災に関すること	地域整備課	0738-65-1203	
町営住宅に関すること	上下水道課	0738-65-1804	
水道、下水道に関すること	産業振興課	0738-65-3850	
農林水産商工関係に関すること			
定住支援に関すること	教育委員会	0738-65-1800	
いじめ不登校に関すること			

※和歌山県内の相談窓口一覧へは、次の二次元コードからアクセスできます。

(和歌山県精神保健福祉センター「生きる支援相談窓口一覧」)



由良町

第2期 地域福祉計画・地域福祉活動計画

第3期 自殺対策計画

概要版

発行：由良町 編集：由良町住民福祉課

住所：649-1111 和歌山県日高郡由良町里 1220 番地の 1

TEL：(0738) 65-0201 FAX：(0738) 65-3507

発行年月：令和 8 年 3 月